

津和野町と文京区における相互協力及び災害応援に関する協定書

近代日本の文豪森鷗外の生誕の地である津和野町と終焉の地である文京区は、次のとおり相互協力及び災害応援に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、森鷗外に係る功績の顕彰を通じ、各種施策及び事業について協力することにより、相互の地域活性化を図るとともに、地震、風水害等により大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、相互に応援協力することにより、被災地域の復旧等を円滑かつ迅速に遂行することを目的とする。

(相互協力)

第2条 相互協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 観光、広報活動及び住民等の文化交流に関するこ
- (2) 職員の人事交流に関するこ
- (3) その他津和野町と文京区が協議して定めた事項

(災害応援)

第3条 相互に協力する災害応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水その他の生活必需物資及びその供給のために必要な資器材の提供に関するこ
- (2) 被災者の救出、医療活動及び防疫活動並びに施設の保全のために必要な物資の提供に関するこ
- (3) 被災者等を一時収容するための施設等の提供及び紹介に関するこ
- (4) 応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣に関するこ
- (5) その他特に災害応援を要する自治体（以下「被災自治体」という。）から要請のあった事項

(災害応援の要請)

第4条 被災自治体は、第6条に規定する連絡窓口を通じて、災害応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に対し、電話等により応援を要請し、後日、速やかに災害応援要請書を提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、通信手段が途絶し、被災自治体が直接応援を要請することができない場合又は応援の要請がある前であっても、応援自治体が応援を要すると認めた場合は、応援自治体は、速やかに被災自治体を応援するものとする。

(経費負担)

第5条 第3条各号に規定する災害応援に要する経費は、被災自治体が負担するものとする。

2 被災自治体が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、応援自治体は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 第1項の規定による経費を被災自治体が負担し難い場合は、双方協議して定めるものとする。

(連絡窓口の設置)

第6条 津和野町と文京区は、相互協力及び災害応援に関する連絡窓口を設置し、相互に連絡するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた事項については、双方協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、双方署名の上、各1通を保有する。

平成24年10月1日

所在地 島根県鹿足郡津和野町日原54番地25

名 称 津和野町

代表者 津和野町長

下森博之

所在地 東京都文京区春日一丁目16番21号

名 称 文京区

代表者 文京区長

成澤廣修